

# 固定資産課税台帳の縦覧制度について

固定資産課税台帳の縦覧制度は、土地、家屋の評価額などを確認していただくために関係者の縦覧に供する制度です。

自己所有の土地や家屋の評価額が他の土地や家屋の評価額と比較して適正かどうかを確認することができるとの制度ですので、評価額の比較以外の閲覧はできません。

プライバシー保護のため、例えば「〇〇さん所有の土地（あるいは家屋）」という形での閲覧申請はできませんが、「常盤〇〇丁目〇〇番」というようにその物件の所在地などが分かるものと閲覧申請できますので、あらかじめ調べてから

申請してください。

なお、縦覧制度は、「固定資産課税台帳の閲覧」という形で法定化され、毎年4月1日から閲覧できます。

■手数料／縦覧期間内は無料（それ以降1回100円）

■縦覧期間／4月1日～6月1日（土・日曜日、祝日は除く）、午前8時45分～午後5時30分

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑧番窓口）485-2111内線152

## 個人住民税の申告が必要です

個人住民税は、1月1日に本町に住所がある方に均等割および所得割の合計額を課税しています。

そのため、本町の1月1日現在（賦課期日といいます。）における納税義務者や課税標準額を確定するため、原則として、毎年3月15日までに申告書を提出しなければなりません。

所得が確定しないと、「所得に関する証明書（所得証明書、課税証明書および非課税証明書など）」の発行ができない場合があります。

なお、申告義務が免除される場合がありますので、事前に下記まで連絡してください。

また、次の方は個人住民税の申告書を提出したものとみなされますので、改めて申告書を提出する必要はありません。

●前年分の所得税について「**所得税の確定申告書**」を提出した場合は、その日に個人住民税の申告書を提出したものとみなします。個人住民税で付け加えて記入した事項は、すべて個人住民税の申告書に記載されたものとみなします。ただし、所得税では確定申告書の提出をしなくても良い場合がありますが、住民税では申告書の提出が義務付けられています。

※1月2日以降に亡くなった方も、個人住民税の納税義務がありますので、相続人の方が申告を行う必要があります。

※当初課税までに所得などが確定できない場合は、後日役場から個人住民税申告の依頼通知をします。

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑧番窓口）  
☎485-2111内線154



## 確定申告が間違っていたときは

確定申告書を提出した後で計算の誤りなど申告内容に間違いがあることに気が付いたり、うっかりして確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。

税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求書」を提出して正しい税額への訂正を求めることができます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正してください。また、確定申告書を提出しなければならないのに提出を忘れていたときは、速やかに確定申告書を提出してください。

詳しくは、下記へ問い合わせください。

■問い合わせ／釧路税務署（☎0154-31-5100） 国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）

# 補正予算が可決

## 平成24年度 標茶町各会計予算の概要

(単位：千円)

会計別	補正前予算額 (A)	3月補正額 (B)	補正後予算額 (C) = (A) + (B)
一般会計	10,786,812	149,962	10,936,774
特別会計	国民健康保険事業 事業勘定	22,095	1,296,858
	下水道事業	△ 7,544	986,323
	介護保険事業	△ 84,282	1,344,796
	後期高齢者医療		104,435
合計	14,588,955	80,231	14,669,186

(△は減額)

### 《企業会計》

(単位：千円)

病院事業	歳入	1,208,142	1,490	1,209,632
	歳出	1,320,126	△ 1,738	1,318,388
上水道事業	歳入	101,308	△ 400	100,908
	歳出	153,692	△ 6,024	147,668

(△は減額)

(単位：千円)

区分	主な補正予算	事業費	内容
総務費	減債基金積立金	126,351	
	町有施設整備基金積立金	50,000	
	ブロードバンド設置補助金	△ 1,400	
民生費	国民健康保険事業勘定特別会計繰出金	31,344	
	介護保険事業特別会計繰出金	1,030	
	緊急通報システム整備事業	△ 3,996	
	さくら保育園防音事業	△ 17,606	
衛生費	児童手当	△ 10,720	
	委託料	△ 2,700	子宮頸がん、ヒブワクチン接種他
	川上郡衛生処理組合負担金	△ 2,972	
農林水産業費	病院会計負担金	△ 3,092	
	農林漁業振興資金貸付基金繰出金	△ 20,000	
	育成牧場関係経費	12,000	飼料費他
	ふるさと農道緊急整備事業	△ 3,413	6路線
	開発センター耐震改修事業	△ 3,126	
土木費	林業専用道開設事業	△ 6,593	
	社会資本整備総合交付金事業	△ 69,000	虹別ふ化場線
	除雪機械購入	△ 2,160	
	除雪委託料	20,000	
消防費	町営住宅建設事業	56,500	麻生団地
	釧路北部消防事務組合負担金	△ 13,673	
	スクールバス購入	△ 8,450	
	標茶小学校屋外教育環境整備事業	33,228	
教育費	標茶幼稚園防音事業	△ 9,357	
	学校施設整備基金積立金	30,000	
	諸支出金	△ 3,399	

(△は減額)

第1回定例町議会において、平成24年度各会計の補正予算が可決されました。一般会計の補正予算は、基金への積立金、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金、介護保険事業特別会計繰出金、町営住宅建設事業、標茶小学校屋外教育環境整備事業などで、1億4,996万2千円を追加し、予算額は109億3,677万4千円となりました。そのほか各会計の補正予算額および一般会計の主な補正内容は次のとおりです。